



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 中馬 康貴
(兵庫県弁護士会所属)



第145回 ステルスマーケティング規制

1 ステルスマーケティング規制が始まりました

令和5年10月1日から、ステルスマーケティングが景品表示法に違反する不当表示として指定されました。

景品表示法では、優良誤認表示（法5条1号）や有利誤認表示（法5条2号）を禁止するほか、内閣総理大臣が指定する不当表示類型（法5条3号）を禁止しているところ、今般、ステルスマーケティングが新たに指定されました。

2 ステルスマーケティングとは

告示では、ステルスマーケティングを、「①事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、②一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」と定義付けています。

本稿では、ステルスマーケティングの該当性について二点ポイントを挙げます。

一点目は、第三者（著名人やインフルエンサー）が行う表示であっても、事業者が第三者に明示的に依頼・指示した場合はもちろんのこと、事業者と第三者の関係性、表示に至るまでの経過や対価の有無等を総合的に判断した結果、第三者が自主的な意思に基づかないで行った表示である場合も、「事業者が（中略）行う表示」に該当する、すなわち要件①に該当することです。

二点目は、要件②に該当させないためには、一般消費者からみて、事業者の表示であることが明瞭である、又は、社会通念上明らかであるようにする必要があることです。例

えば、表示に「広告」や「PR」の文言を目立つ場所に追記することが考えられます。

3 対応策

令和5年10月1日以降に新たに行う表示や、同日以後も継続する表示について、いわゆるステルスマーケティングに該当しないようにする措置を講じることが必要です。そのため、今後新たに第三者（著名人やインフルエンサー）に広告を依頼する場合は、「広告」「PR」等適切な表示を付することを報酬支払の条件とする、従前から掲載されている広告についても「広告」「PR」等の表示を付すか、それが難しい場合には広告自体を削除する等の対応が必要です。

また、「広告」「PR」の文言を記載すれば、ステルスマーケティングに該当しなくなるわけでもありません。消費者庁は、要件②に該当する例として、

- ・冒頭に「広告」と記載しながら、文中に「第三者の感想」と記載するなど、事業者の表示である旨が分かりにくい表示である場合
- ・動画において、一般消費者が認識できないほど短い時間で、事業者の表示である旨を表示する場合
- ・事業者の表示であることを大量のハッシュタグ（#）の中に表示する場合

を挙げています。このことから、「広告」「PR」の表示は明瞭にしておく必要がありますし、広告の内容においても、「広告」「PR」であることと矛盾するような内容は避けなければなりません。